

【大阪府地域防災計画（原子力対策編） 修正新旧対照表】

分類	章	節	ページ (修正後)	修正前（令和4年12月修正）	修正後
目次			目-3	第3節 府の災害事前対策□ 第1 オフサイトセンターの管理運営	第3節 府の災害事前対策□ 第1 オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの管理運営
目次			目-3	第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等・・・・・・・・・・62	第13節 飲食物の摂取制限及び出荷制限・・・・・・・・・・62
総則	1	3		この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいい、これに付随して行われる運搬を含む。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、府民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。 併せて、福井県内に立地する原子力施設の事故等による広域避難の受入れを円滑に行うために必要な事項を定める。	この計画は、災害対策基本法（昭和36年(1961年)法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年(1999年)法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年(1961年)法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいい、これに付随して行われる運搬を含む。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、府民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。 併せて、福井県内に立地する原子力施設の事故等による広域避難の受入れを円滑に行うために必要な事項を定める。
総則	1	5		第2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）については、原子力災害対策指針において、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮して設定することが基本とされており、原子力施設の種類に応じ、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）が定められている。	第2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）については、原子力災害対策指針において、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮して設定することが基本とされており、原子力施設の種類に応じ、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）が定められている。
総則	1	8		第1 原子力事業者における災害（事故）の想定 大阪府に立地する原子力事業所では、そこで取り扱われる放射性物質の種類、量、使用方法や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）」による国の安全審査で想定される事故がそれぞれ異なる。 本編の基礎となる災害（事故）は、原子炉等規制法による国の安全審査において採用される最大規模の事故（以下「仮想事故等」という。）を基本とし、各原子力事業所で想定される仮想事故等による放射性物質及び放射線の放出形態とその対策の概要を原子力災害対策指針に沿って整理する。	第1 原子力事業者における災害（事故）の想定 大阪府に立地する原子力事業所では、そこで取り扱われる放射性物質の種類、量、使用方法や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年(1957年)6月10日法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）」による国の安全審査で想定される事故がそれぞれ異なる。 本編の基礎となる災害（事故）は、原子炉等規制法による国の安全審査において採用される最大規模の事故（以下「仮想事故等」という。）を基本とし、各原子力事業所で想定される仮想事故等による放射性物質及び放射線の放出形態とその対策の概要を原子力災害対策指針に沿って整理する。
総則	1	9		第1 原子力事業者における災害（事故）の想定 2 原子燃料工業株式会社熊取事業所 なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所の製造過程は、取り扱い易い固体の二酸化ウラン粉末から、小指先大の円柱状のペレットに加工し、最終製品として燃料集合体を製造するという機械的加工を行っており、原料に用いるウランは低濃縮ウラン（U ²³⁵ が5%以下）であり、臨界事故は想定しがたい。	第1 原子力事業者における災害（事故）の想定 2 原子燃料工業株式会社熊取事業所 なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所の製造過程は、取り扱い易い固体の二酸化ウラン粉末から、小指先大の円柱状のペレットに加工し、最終製品として燃料集合体を製造するという機械的加工を行っており、原料に用いるウランは低濃縮ウラン（ <u>U²³⁵</u> Uが5%以下）であり、臨界事故は想定しがたい。
総則	1	9		第2 その他の核燃料物質使用事業所・放射性同位元素取扱事業所における災害 府域には、その他に核燃料物質を取り扱う事業所があるが、いずれも使用する核燃料物質の量が少ないため、原災法の対象となる事業所ではない。 また、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第3条の使用許可を受けた者（以下「放射性同位元素取扱事業者」という。）も多くあるが、いずれも核燃料物質を取り扱う施設ではない。	第2 その他の核燃料物質使用事業所・放射性同位元素取扱事業所における災害 府域には、その他に核燃料物質を取り扱う事業所があるが、いずれも使用する核燃料物質の量が少ないため、原災法の対象となる事業所ではない。 また、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年(1957年)6月10日法律第167号）第3条の使用許可を受けた者（以下「放射性同位元素取扱事業者」という。）も多くあるが、いずれも核燃料物質を取り扱う施設ではない。
総則	1	11		原子力事業者等・・原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。	原子力事業者等・・原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。

【大阪府地域防災計画（原子力対策編） 修正新旧対照表】

分類	章	節	ページ (修正後)	修正前（令和4年12月修正）	修正後
総則	1		12	<p>情報収集事態・・・地震による原子力施設への影響や放射線量の状況等を情報収集する段階のこと。</p> <p>警戒事態・・・その時点では住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備等を開始する必要がある段階のこと。</p> <p>施設敷地緊急事態・・・原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた屋内退避等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。</p> <p>全面緊急事態・・・原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。</p>	<p>情報収集事態・・・地震による原子力施設への影響や放射線量の状況等を情報収集する段階のこと。</p> <p>警戒事態・・・その時点では<u>住民等公衆</u>への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備等を開始する必要がある段階のこと。</p> <p>施設敷地緊急事態・・・原子力施設において<u>住民等公衆</u>に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた屋内退避等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。</p> <p>全面緊急事態・・・原子力施設において<u>住民等公衆</u>に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。</p>

【大阪府地域防災計画（原子力対策編） 修正新旧対照表】

分類	章	節	ページ (修正後)	修正前（令和4年12月修正）	修正後
総則	1		12	オフサイトセンター・・・緊急事態応急対策等拠点施設のこと。緊急事態時に、国、府、関係市町や原子力事業者などの関係機関の要員が参集し、原子力災害対策を実施する拠点となる施設。	オフサイトセンター・・・緊急事態応急対策等拠点施設のこと。緊急事態時に、国、府、関係市町や原子力事業者などの関係機関の要員が参集し、原子力災害対策を実施する拠点となる施設。 代替オフサイトセンター・・・原災法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令第2条に規定する「緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設」
事前	2	3	17	第1 オフサイトセンターの管理運営 1 府は、原災法第12条に定める緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）として、熊取オフサイトセンター及び東大阪オフサイトセンターを整備し、適切な管理運営を図る。	第1 オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの管理運営 1 府は、 原災法第12条に定める緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）として、熊取オフサイトセンター、東大阪オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター（大阪府庁新別館） ※を整備し、適切な管理運営を図る。 ※熊取オフサイトセンターの代替施設
事前	2	3	17	1 大阪府原子力事故警戒班 府は、原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき、その他防災企画課長が必要と認めたとときにおいて、原子力災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。 〔組織〕 班長 危機管理室課長補佐 班員 危機管理室職員	1 大阪府原子力事故警戒班 大阪府防災・危機管理警戒体制 府は、原子力規制委員会・ 内閣府合同情報連絡室 より情報収集事態（地震を除く）が発生したことの連絡があったときその他防災企画課長が必要と認めたとときにおいて、原子力災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。 〔組織〕 班長 危機管理室課長補佐 班員 危機管理室職員
事前	2	3	18	2 大阪府防災・危機管理指令部 府は、原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき、原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき、その他危機管理監が必要と認めたとときにおいて、原子力災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。 〔組織〕 指令部長 危機管理監 指令部副部長 危機管理室長 指令部員 企画室政策課参事、広域調整室事業推進課長、防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、医療対策課長 なお、必要に応じ指令部員を追加する。	2 大阪府防災・危機管理指令部 府は、原子力規制委員会・ 内閣府原子力事故合同警戒本部 より警戒事態（地震を除く）が発生したことの連絡があったとき、原子力事業者より警戒事態事象（地震を除く）が発生した旨の連絡があったとき、その他危機管理監が必要と認めたとときにおいて、原子力災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。 〔組織〕 指令部長 危機管理監 指令部副部長 危機管理室長 指令部員 企画室政策課参事、 企画室連携課長 、防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、医療対策課長 なお、必要に応じ指令部員を追加する。
事前	2	3	18	3 大阪府災害警戒本部 大阪府災害警戒本部は、原子力事業者から、原災法第10条第1項前段の規定により原子力事業者が通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）の通報を受信したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備（以下「事業者放射線測定設備」という。）、又は府が設置する環境放射線モニタリング設備（以下「府モニタリング設備」という。）での放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めたとときにおいて、緊急事態応急対策を実施するために設置する。 〔組織〕 本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、万博推進局長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長 なお、必要に応じ、構成員を増減する。 《大阪府原子力事故現地連絡班》 大阪府災害警戒本部が設置されたときに大阪府原子力事故現地連絡班をオフサイトセンター内に設置する。 〔組織〕 班長 危機管理室長 班員 危機管理監が指名する者	3 大阪府災害警戒本部 大阪府災害警戒本部は、原子力事業者から、原災法第10条第1項前段の規定により原子力事業者が通報を行うべき事象（以下「特定事象施設敷地緊急事態」という。）の通報を受信したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備（以下「事業者放射線測定設備」という。）、又は府が設置する環境放射線モニタリング設備（以下「府モニタリング設備」という。）での放射線量が別に定める異常値を検出したとき、 原子力施設立地市町において震度5弱又は震度5強を観測したとき 、その他知事が必要と認めたとときにおいて、緊急事態応急対策を実施するために設置する。 〔組織〕 本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、万博推進局長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長 なお、必要に応じ、構成員を増減する。 《大阪府原子力事故現地連絡班》 大阪府災害警戒本部が設置されたときに施設敷地緊急事態の通報を受信したとき、事業者放射線測定設備又は府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を検出したときに大阪府原子力事故現地連絡班をオフサイトセンター内に設置する。 〔組織〕 班長 危機管理室長 班員 危機管理監が指名する者

【大阪府地域防災計画（原子力対策編） 修正新旧対照表】

分類	章	節	ページ (修正後)	修正前（令和4年12月修正）	修正後
事前	2	3	18	<p>4 大阪府災害対策本部 大阪府災害対策本部は、内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき、その他知事が必要と認めたとときにおいて、災害事前対策及び緊急事態応急対策を実施するために設置する。</p> <p>〔組織〕 本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部長 政策企画部長、報道監、危機管理室長、万博推進局長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p>《大阪府原子力災害現地連絡部》大阪府災害対策本部が設置されたときに大阪府原子力災害現地連絡部をオフサイトセンター内に設置する。</p> <p>〔組織〕 部長 危機管理室長 部員 危機管理監が指名する者、報道監が指名する者、健康医療部長が指名する者</p>	<p>4 大阪府災害対策本部 大阪府災害対策本部は、内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき、<u>原子力施設立地市町において震度6弱以上を観測したとき</u>、その他知事が必要と認めたとときにおいて、災害事前対策及び緊急事態応急対策を実施するために設置する。</p> <p>〔組織〕 本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部長 政策企画部長、報道監、危機管理室長、万博推進局長、総務部長、財務部長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p>《大阪府原子力災害現地連絡部》 <u>大阪府災害対策本部が設置された内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したときに大阪府原子力災害現地連絡部をオフサイトセンター内に設置する。</u></p> <p>〔組織〕 部長 危機管理室長 部員 危機管理監が指名する者、報道監が指名する者、健康医療部長が指名する者</p>
事前	2	7	23	府は、国及び関係市町と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。	府は、 <u>国、関係市町、指定公共機関及び指定地方公共機関</u> と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。
事前	2	9	25	府は、関係市町と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、府防災センター、オフサイトセンター等に備え付ける。	府は、関係市町と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、 <u>府危機管理センター</u> 、オフサイトセンター等に備え付ける。
応急	3	2	31	<p>第1 組織体制</p> <p>1 大阪府原子力事故警戒班の活動 (1) 大阪府原子力事故警戒班の活動 警戒班長は、次の基準に該当する場合には、原子力災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。 (2) 活動基準 ア 原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき イ その他防災企画課長が必要と認めたととき</p>	<p>第1 組織体制</p> <p>1 <u>大阪府原子力事故警戒班</u>大阪府防災・危機管理警戒体制の活動 (1) <u>大阪府原子力事故警戒班</u>大阪府防災・危機管理警戒体制の活動 警戒班長は、次の基準に該当する場合には、原子力災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。 (2) 活動基準 ア <u>原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室</u>より情報収集事態（地震を除く）が発生したことの連絡があったとき イ その他防災企画課長が必要と認めたととき</p>
応急	3	2	31	<p>2 大阪府防災・危機管理指令部の活動 (2) 活動基準 ア 原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき イ 原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき ウ その他危機管理監が必要と認めたととき</p>	<p>2 大阪府防災・危機管理指令部の活動 (2) 活動基準 ア <u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>より警戒事態（地震を除く）が発生したことの連絡があったとき イ <u>原子力事業者</u>より警戒事態事象（地震を除く）が発生した旨の連絡があったとき ウ その他危機管理監が必要と認めたととき</p>

【大阪府地域防災計画（原子力対策編） 修正新旧対照表】

分類	章	節	ページ (修正後)	修正前（令和4年12月修正）	修正後
応急	3	2	32	<p>3 大阪府災害警戒本部の設置 知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府災害警戒本部を設置する。</p> <p>(1) 設置基準 ア 原子力事業者から特定事象発生の通報を受信したとき イ 府モニタリング設備において、5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。） ウ その他知事が必要と認めたとき 〈(1) 設置基準のアの特定事象に該当する事象〉 ・事業者放射線測定設備において、5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき ・その他原子力事業者防災業務計画に規定する事象</p>	<p>3 大阪府災害警戒本部の設置 知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府災害警戒本部を設置する。</p> <p>(1) 設置基準 ア 原子力事業者から特定事象施設敷地緊急事態発生の通報を受信したとき イ 府モニタリング設備において、5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。） ウ 原子力施設立地市町において震度5弱又は震度5強を観測したとき エ その他知事が必要と認めたとき 〈(1) 設置基準のアの特定事象施設敷地緊急事態に該当する事象〉 ・事業者放射線測定設備において、5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき ・その他原子力事業者防災業務計画に規定する事象</p>
応急	3	2	32	<p>(4) 大阪府原子力事故現地連絡班の設置 大阪府災害警戒本部が設置されたときに大阪府原子力事故現地連絡班をオフサイトセンター内に設置する。 ア 設置基準 大阪府災害警戒本部が設置されたとき</p>	<p>(4) 大阪府原子力事故現地連絡班の設置 大阪府災害警戒本部が設置されたとき施設敷地緊急事態の通報を受信したとき、又は府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を検出したときに大阪府原子力事故現地連絡班をオフサイトセンター内に設置する。 ア 設置基準 大阪府災害警戒本部が設置されたとき施設敷地緊急事態の通報を受信したとき、又は府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を検出したとき</p>
応急	3	2	32	<p>イ 廃止基準 (ア) 応急対策がおおむね完了したとき (イ) 災害対策本部が設置されたとき (ウ) その他知事が認めたとき</p>	<p>イ 廃止基準 (ア) 応急対策がおおむね完了したとき (イ) 災害対策本部が設置されたとき (ウ) その他知事が認めたとき</p>
応急	3	2	33	<p>4 大阪府災害対策本部の設置 知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置する。</p> <p>(1) 設置基準 ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき イ その他知事が必要と認めたとき</p>	<p>4 大阪府災害対策本部の設置 知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置する。</p> <p>(1) 設置基準 ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき イ 原子力施設立地市町において震度6弱以上を観測したとき ウ その他知事が必要と認めたとき</p>
応急	3	2	33	<p>(5) 大阪府原子力災害現地連絡部の設置 大阪府災害対策本部が設置されたときに大阪府原子力災害現地連絡部をオフサイトセンター内に設置する。 ア 設置基準 大阪府災害対策本部が設置されたとき</p>	<p>(5) 大阪府原子力災害現地連絡部の設置 大阪府災害対策本部が設置された内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したときに大阪府原子力災害現地連絡部をオフサイトセンター内に設置する。 ア 設置基準 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</p>
応急	3	2	33	<p>イ 廃止基準 (ア) 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき（当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に府域が含まれる場合を除く。） (イ) 緊急事態応急対策がおおむね完了したとき (ウ) その他災害対策本部長が認めたとき</p>	<p>イ 廃止基準 (ア) 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき（当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に府域が含まれる場合を除く。） (イ) 緊急事態応急対策がおおむね完了したとき (ウ) その他災害対策本部長が認めたとき</p>

【大阪府地域防災計画（原子力対策編） 修正新旧対照表】

分類	章	節	ページ (修正後)	修正前（令和4年12月修正）	修正後																																	
応急	2	2	35	<p>〈原子力防災活動体制〉 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">〈原子力防災活動体制〉</th> </tr> <tr> <th>組織体制</th> <th>活動・設置基準</th> <th>緊急事態区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○原子力事故警戒班</td> <td>○原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき ○その他防災企画課長が必要と認めたとき</td> <td>情報収集事態</td> </tr> <tr> <td>○防災・危機管理指令部 ・現地連絡要員の派遣</td> <td>○原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき ○原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき ○その他危機管理監が必要と認めたとき</td> <td>警戒事態</td> </tr> <tr> <td>○災害警戒本部 ○原子力事故現地連絡班</td> <td>○原子力事業者から特定事象発生のお知らせを受信したとき ○府モニタリング設備において、5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。） ○その他知事が必要と認めたとき</td> <td>施設敷地緊急事態</td> </tr> <tr> <td>○災害対策本部 ○原子力災害現地連絡部</td> <td>○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ○その他知事が必要と認めたとき</td> <td>全面緊急事態</td> </tr> </tbody> </table> <p>活動・設置基準は原子力災害対策指針等を考慮し府独自に設定</p>	〈原子力防災活動体制〉			組織体制	活動・設置基準	緊急事態区分	○原子力事故警戒班	○原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき ○その他防災企画課長が必要と認めたとき	情報収集事態	○防災・危機管理指令部 ・現地連絡要員の派遣	○原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき ○原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき ○その他危機管理監が必要と認めたとき	警戒事態	○災害警戒本部 ○原子力事故現地連絡班	○原子力事業者から特定事象発生のお知らせを受信したとき ○府モニタリング設備において、5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。） ○その他知事が必要と認めたとき	施設敷地緊急事態	○災害対策本部 ○原子力災害現地連絡部	○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ○その他知事が必要と認めたとき	全面緊急事態	<p>〈原子力防災活動体制〉 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>活動・設置基準</th> <th>組織体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集事態</td> <td>○原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室より情報収集事態（地震を除く）が発生したことの連絡があったとき ○原子力施設立地市町において震度5弱又は震度5強を観測したとき</td> <td>○大阪府防災・危機管理警戒体制 ○大阪府災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>警戒事態</td> <td>○原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部より警戒事態（地震を除く）が発生したことの連絡があったとき ○原子力施設立地市町において震度6弱以上の地震が発生したとき</td> <td>○大阪府防災・危機管理指令部 ※現地連絡要員の派遣 ○大阪府災害対策本部 ※現地連絡要員の派遣</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>○原子力事業者からの施設敷地緊急事態（事業所敷地境界付近で5 μSv/h以上の検出など）の通報を受信したとき ○府モニタリング施設において、5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。）</td> <td>○大阪府災害警戒本部 ○原子力事故現地連絡班</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ○府モニタリング設備で放射線量を10分以上又は2地点以上で同時に5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき</td> <td>○大阪府災害対策本部 ○原子力事故現地連絡部</td> </tr> </tbody> </table> <p>活動・設置基準は原子力災害対策指針等を考慮し府独自に設定</p>	緊急事態区分	活動・設置基準	組織体制	情報収集事態	○原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室より情報収集事態（地震を除く）が発生したことの連絡があったとき ○原子力施設立地市町において震度5弱又は震度5強を観測したとき	○大阪府防災・危機管理警戒体制 ○大阪府災害警戒本部	警戒事態	○原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部より警戒事態（地震を除く）が発生したことの連絡があったとき ○原子力施設立地市町において震度6弱以上の地震が発生したとき	○大阪府防災・危機管理指令部 ※現地連絡要員の派遣 ○大阪府災害対策本部 ※現地連絡要員の派遣	施設敷地緊急事態	○原子力事業者からの施設敷地緊急事態（事業所敷地境界付近で5 μSv/h以上の検出など）の通報を受信したとき ○府モニタリング施設において、5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。）	○大阪府災害警戒本部 ○原子力事故現地連絡班	全面緊急事態	○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ○府モニタリング設備で放射線量を10分以上又は2地点以上で同時に5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき	○大阪府災害対策本部 ○原子力事故現地連絡部
〈原子力防災活動体制〉																																						
組織体制	活動・設置基準	緊急事態区分																																				
○原子力事故警戒班	○原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき ○その他防災企画課長が必要と認めたとき	情報収集事態																																				
○防災・危機管理指令部 ・現地連絡要員の派遣	○原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき ○原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき ○その他危機管理監が必要と認めたとき	警戒事態																																				
○災害警戒本部 ○原子力事故現地連絡班	○原子力事業者から特定事象発生のお知らせを受信したとき ○府モニタリング設備において、5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。） ○その他知事が必要と認めたとき	施設敷地緊急事態																																				
○災害対策本部 ○原子力災害現地連絡部	○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ○その他知事が必要と認めたとき	全面緊急事態																																				
緊急事態区分	活動・設置基準	組織体制																																				
情報収集事態	○原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室より情報収集事態（地震を除く）が発生したことの連絡があったとき ○原子力施設立地市町において震度5弱又は震度5強を観測したとき	○大阪府防災・危機管理警戒体制 ○大阪府災害警戒本部																																				
警戒事態	○原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部より警戒事態（地震を除く）が発生したことの連絡があったとき ○原子力施設立地市町において震度6弱以上の地震が発生したとき	○大阪府防災・危機管理指令部 ※現地連絡要員の派遣 ○大阪府災害対策本部 ※現地連絡要員の派遣																																				
施設敷地緊急事態	○原子力事業者からの施設敷地緊急事態（事業所敷地境界付近で5 μSv/h以上の検出など）の通報を受信したとき ○府モニタリング施設において、5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。）	○大阪府災害警戒本部 ○原子力事故現地連絡班																																				
全面緊急事態	○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ○府モニタリング設備で放射線量を10分以上又は2地点以上で同時に5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき	○大阪府災害対策本部 ○原子力事故現地連絡部																																				

【大阪府地域防災計画（原子力対策編） 修正新旧対照表】

分類	章	節	ページ (修正後)	修正前（令和4年12月修正）	修正後
応急	2	10	55	<p>5 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>府は、関係市町と連携し、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示する。その際、住民等の避難に併せて速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。</p>	<p>5 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>府は、関係市町と連携し、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示する。その際、住民等の避難に併せて速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。 府及び関係市町は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。</p>
応急	3	11	56	<p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、府民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、府民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p>
応急	3	15	68	<p>第2 警戒活動の強化</p> <p>府警察は、応急対策実施区域及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、応急対策実施区域に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。</p>	<p>第2 警戒活動の強化</p> <p>府警察は、緊急事態緊急対策実施区域及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、緊急事態緊急対策実施区域に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。</p>

【大阪府地域防災計画（原子力対策編） 修正新旧対照表】

分類	章	節	ページ (修正後)	修正前 (令和4年12月修正)	修正後																																																																																																
広域避難	5	2	79	(関西圏における避難対象地域とその人口) 令和3年4月1日時点 表	(関西圏における避難対象地域とその人口) 令和5年(2023年)4月1日時点 表																																																																																																
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>府県名</th> <th>市町名</th> <th>避難対象人口 (概数)</th> <th>カウンターパート 設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">福井県 (5市町)</td> <td>敦賀市</td> <td>64,548人</td> <td rowspan="6">兵庫県・奈良県</td> </tr> <tr> <td>小浜市</td> <td>28,814人</td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>10,132人</td> </tr> <tr> <td>おおい町</td> <td>8,143人</td> </tr> <tr> <td>若狹町</td> <td>14,338人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>125,975人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">滋賀県 (2市)</td> <td>長浜市</td> <td>24,436人</td> <td rowspan="3">大阪府・和歌山県</td> </tr> <tr> <td>高島市</td> <td>27,354人</td> <td>(必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51,790人</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">京都府 (7市町)</td> <td>福知山市</td> <td>426人</td> <td rowspan="10">兵庫県・徳島県</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>79,743人</td> <td>(必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)</td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>7,717人</td> </tr> <tr> <td>宮津市</td> <td>17,185人</td> </tr> <tr> <td>南丹市</td> <td>3,351人</td> </tr> <tr> <td>京丹波町</td> <td>2,740人</td> </tr> <tr> <td>伊根町</td> <td>1,370人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>112,532人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3府県(14市町)計</td> <td>290,297人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	府県名	市町名	避難対象人口 (概数)	カウンターパート 設定	福井県 (5市町)	敦賀市	64,548人	兵庫県・奈良県	小浜市	28,814人	高浜町	10,132人	おおい町	8,143人	若狹町	14,338人	計	125,975人	滋賀県 (2市)	長浜市	24,436人	大阪府・和歌山県	高島市	27,354人	(必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)	計	51,790人	京都府 (7市町)	福知山市	426人	兵庫県・徳島県	舞鶴市	79,743人	(必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)	綾部市	7,717人	宮津市	17,185人	南丹市	3,351人	京丹波町	2,740人	伊根町	1,370人	計	112,532人	3府県(14市町)計		290,297人		<table border="1"> <thead> <tr> <th>府県名</th> <th>市町名</th> <th>避難対象人口 (概数)</th> <th>カウンターパート 設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">福井県 (5市町)</td> <td>敦賀市</td> <td>63,032人</td> <td rowspan="6">兵庫県・奈良県</td> </tr> <tr> <td>小浜市</td> <td>28,189人</td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>9,783人</td> </tr> <tr> <td>おおい町</td> <td>7,823人</td> </tr> <tr> <td>若狹町</td> <td>13,751人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>122,578人</td> </tr> <tr> <td>滋賀県 (2市)</td> <td>長浜市</td> <td>23,581人</td> <td rowspan="3">大阪府・和歌山県</td> </tr> <tr> <td>高島市</td> <td>26,297人</td> <td>(必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>49,878人</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">京都府 (7市町)</td> <td>福知山市</td> <td>390人</td> <td rowspan="8">兵庫県・徳島県</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>77,222人</td> <td>(必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)</td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>7,411人</td> </tr> <tr> <td>宮津市</td> <td>16,554人</td> </tr> <tr> <td>南丹市</td> <td>3,213人</td> </tr> <tr> <td>京丹波町</td> <td>2,559人</td> </tr> <tr> <td>伊根町</td> <td>1,327人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>108,676人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3府県(14市町)計</td> <td>281,132人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	府県名	市町名	避難対象人口 (概数)	カウンターパート 設定	福井県 (5市町)	敦賀市	63,032人	兵庫県・奈良県	小浜市	28,189人	高浜町	9,783人	おおい町	7,823人	若狹町	13,751人	計	122,578人	滋賀県 (2市)	長浜市	23,581人	大阪府・和歌山県	高島市	26,297人	(必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)	計	49,878人	京都府 (7市町)	福知山市	390人	兵庫県・徳島県	舞鶴市	77,222人	(必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)	綾部市	7,411人	宮津市	16,554人	南丹市	3,213人	京丹波町	2,559人	伊根町	1,327人	計	108,676人
府県名	市町名	避難対象人口 (概数)	カウンターパート 設定																																																																																																		
福井県 (5市町)	敦賀市	64,548人	兵庫県・奈良県																																																																																																		
	小浜市	28,814人																																																																																																			
	高浜町	10,132人																																																																																																			
	おおい町	8,143人																																																																																																			
	若狹町	14,338人																																																																																																			
	計	125,975人																																																																																																			
滋賀県 (2市)	長浜市	24,436人	大阪府・和歌山県																																																																																																		
	高島市	27,354人		(必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)																																																																																																	
	計	51,790人																																																																																																			
京都府 (7市町)	福知山市	426人	兵庫県・徳島県																																																																																																		
	舞鶴市	79,743人		(必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)																																																																																																	
	綾部市	7,717人																																																																																																			
	宮津市	17,185人																																																																																																			
	南丹市	3,351人																																																																																																			
	京丹波町	2,740人																																																																																																			
	伊根町	1,370人																																																																																																			
	計	112,532人																																																																																																			
	3府県(14市町)計			290,297人																																																																																																	
	府県名	市町名		避難対象人口 (概数)	カウンターパート 設定																																																																																																
福井県 (5市町)	敦賀市	63,032人	兵庫県・奈良県																																																																																																		
	小浜市	28,189人																																																																																																			
	高浜町	9,783人																																																																																																			
	おおい町	7,823人																																																																																																			
	若狹町	13,751人																																																																																																			
	計	122,578人																																																																																																			
滋賀県 (2市)	長浜市	23,581人	大阪府・和歌山県																																																																																																		
高島市	26,297人	(必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)																																																																																																			
計	49,878人																																																																																																				
京都府 (7市町)	福知山市	390人	兵庫県・徳島県																																																																																																		
	舞鶴市	77,222人		(必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)																																																																																																	
	綾部市	7,411人																																																																																																			
	宮津市	16,554人																																																																																																			
	南丹市	3,213人																																																																																																			
	京丹波町	2,559人																																																																																																			
	伊根町	1,327人																																																																																																			
	計	108,676人																																																																																																			
3府県(14市町)計		281,132人																																																																																																			